

市からの連絡帳



税

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊した場合は、法務局へ滅失登記をすることになっています。滅失登記が遅れたときや、未登記家屋を取り壊したときは、資産税課へご連絡ください。

万が一のときの国民年金の給付

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などにより亡くなられた場合、生計を維持されていた子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されますが、次のような給付もあります。

寡婦年金

保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に、60～65歳になるまでの期間支給されます。

死亡一時金

保険料納付済期間の合計が36か月以上ある方が死亡した場合、遺族に支給されます。

保険料納付済期間には、一部免除を受けていた期間も含まれます(未納の場合は除く)。半額免除を受けていた期間の月数の2分の1が算入され、同様に4分の1免除を受けていた期間は4分の3、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が算入されます。

とも被保険者が死亡前に老齢・障害基礎年金を受給していない場合に限りです。なお、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金は、いずれも併給はできません。

武蔵野社会保険事務所 (☎0422-56-1411) 健康年金課 (☎460-9825)

各種申請

住民票等自動交付機休止のお知らせ

住民票等自動交付機の機器入れ替えに伴い、下記日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。

ご協力をお願いします。 9月28日(日)、29日(月)、30日(火)

両庁舎・保谷公民館・ひばりが丘図書館・芝久保公民館・保谷駅前公民館のすべての住民票等自動交付機が利用できなくなります。

❖時間外交付窓口

28日(日)・29日(月)、30日(火)の時間外に住民票と印鑑登録証明書が必要な方は、時間外交付窓口をご利用ください。

利用方法 土・日曜日を除く受け取り希望日の3日前から当日までに、市にあらかじめ電話で予約し、指定した日時に宿直窓口で申請のうえ、住民票の写しおよび印鑑登録証明書を受け取ることができます。

予約時間

平日...午前8時30分～午後4時

受領時間

土・日曜日...午前9時～午後5時

平日...午後5時15分～午後10時

受領場所

田無庁舎の夜間・休日受付窓口 必要なもの

手数料(1通300円) 本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証など)

印鑑登録証明書請求の場合、印鑑登録証 西東京市民カードを必ず持参。 市民課 (☎460-9820) (保) (☎438-4020)

公的個人認証サービス(電子証明書の発行など)の休止

認証機関の東京都のシステム改修作業があるため、9月22日(月)は、終日電子証明書の発行などの手続きができませんので、ご注意ください。

詳細は公的個人認証ポータルサイト (HP) http://www.jpki.go.jpでご確認を。 市民課 (☎460-9820) (保) (☎438-4020)

市民カードの引き替え窓口開設

場・時

保谷庁舎...9月6日(土)、20日(土) 田無庁舎...9月13日(土)、27日(土) いずれも午前9時～午後5時

詳細は8月15日号の市報、市HPをご覧ください。 市民課 (☎460-9820) (保) (☎438-4020)

子育て

ファミリー・サポート・センターから

子どもを預けたい方と、預かりたい方が会員となり、会員相互援助活動を行う事業です。原則として1対1で預かります。

サポート会員(預かりたい方) 市内在住の20歳以上の方で、心身ともに健康で養成講習会をすべて修了した方

ファミリー会員(預けたい方) 市内在住で、0歳から小学校6年生のお子さんの保護者

活動内容 保育園や学童の送迎・日中2～3時間の預り・塾の送迎など 活動時間・場所 午前6時～午後11時の間で活動できる時間・サポート・ファミリー各会員宅ほか

¥1時間当たり800円～1,000円

ファミリー・サポート・センター事務局 (☎438-4121)

❖ファミリー会員登録説明会

時・場 9月6日(土)午前10時～正午・保谷庁舎 9月18日(木)午前10時～正午・イングビル3階

持ち物 印鑑・登録者の顔写真(3cm×2.5cm)1枚・80円切手・ボールペン

説明会の前日午後5時までに電話で事務局へ。 子ども同伴可

❖ファミリー・サポート・センター「ヨガ体験教室」

時 9月10日(水)午前9時30分～正午 場 スポーツセンター

対 会員、サポート会員に興味のある方 定員 40人(先着順)

講師 佐野美野里氏(国際ヨガ協会西東京学園長) 持ち物 タオル・飲み物

9月1日(月)～8日(月)午前9時～午後5時に電話でセンター事務局へ。 子ども同伴不可。保育なし。動きやすい服装(スッキング不可)

❖サポート会員養成講習会 対市内在住の20歳以上で、心身ともに

健康で講習会をすべて受講できる方 定員 30人(先着順)

場 イングビル

¥2,000円(テキスト代)

9月1日(月)～30日(火)の午前9時～午後5時に、電話で事務局へ 全日程受講困難な方はお問い合わせを。

ファミリー・サポート・センター事務局 (☎438-4121) 子ども家庭支援センターのどか (☎425-3303)

<養成講習会日程・講座内容>

Table with columns: 日程, 時間, 講座. Includes dates like 10月14日(火) and 10月15日(水).

子ども家庭支援センターのどかから

子育ては楽しいだけじゃない～「母」から「私」になって～ 子育ての悩みを抱えるお母さんのためのグループを始めます。

1歳～就学前のお子さんの保育利用可

時 9月16日・10月14日・11月11日・12月16日・平成21年1月20日・2月17日 いずれも火曜日午後2時～3時30分

場 住吉会館ルピナス

対 就学前のお子さんをもつお母さん 定員 10人(先着順)

助言者 小野良子氏(臨床心理士) 9月4日(木)午前10時から電話で。(☎439-0081)

(月～土曜日...午前9時～午後4時) 子ども家庭支援センターのどか (☎425-3303)



障害者福祉

新しい受給者証の交付

9月1日～平成21年8月31日まで有効の新しい受給者証をお送りしました。更新により一部の方の負担者番号が変更されていますので、受診の際は必ず新しい受給者証を医療機関に提示してください。

古い受給者証は障害福祉課(両庁舎1階)へ返却してください

対 医療費助成を受けられる方は、身体障害者手帳1・2級(内部障害の方は3級を含む)または愛の手帳1・2度に該当する方です。

ただし、次の方は対象外です。 ※所得制限の基準額を超えている方(基準額は右上表のとおり。基準額を超えた方には助成事由消滅通知書を郵送済み)

※医療保険未加入の方 ※生活保護を受けている方

※公費により医療費が支給される施設に入所している方

※65歳以上になってから身体障害者手帳や愛の手帳を取得された方

※新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者などは対象にない場合があります)

※後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

障害福祉課 (☎438-4035) 所得制限基準額 (9月1日～平成21年8月31日)

Table with columns: 扶養親族の数, 基準額. Shows amounts for 0 to 5 dependents.

都営交通無料乗車券の更新

身体障害者手帳 愛の手帳 被爆者手帳 戦傷病者手帳所持者で、有効期限が平成20年9月30日の都営交通無料乗車券(パス)をお持ちの方は、9月1日から更新ができます。

申請時に顔写真は不要になりました。必要なもの 上記～いずれかの手帳(被爆者手帳所持者は、手帳の外に「健康管理手当証書」または「被爆者援護法第11条に規定する医療給付認定書」が必要)

現在お持ちの無料乗車券 更新受付開始日 9月1日(月) 障害福祉課 (☎438-4034)

産業

推せんください～技能功労・商工業従業員表彰～

【1】技能功労者表彰

市では、永年にわたって職業を通して、市民生活の向上と産業振興に貢献された技能者を表彰しています。11月19日現在で、次の～の基準をすべて満たす方をご推薦ください。

対 市内で30年以上技能職に従事 続けて5年以上市内に居住 満60歳以上 すぐれた技能を持ち、徳行著しく後進の模範となっている方

推薦方法 市HPまたは産業振興課(保谷庁舎3階)にある「西東京市技能功労者推薦書」に必要事項を記入し、9月19日(金)(消印有効)までに〒202-8555 市役所産業振興課へ郵送または直接持参。

【2】商工業従業員表彰 市と西東京商工会では、毎年市内の商工業に従事している優良な従業員を表彰しています。次の基準に該当する方を雇用している事業主の方は推薦してください。

対 同一事業所に引き続き10年以上(11月19日現在見込み)勤務している従業員で勤務成績が優良な方(事業主と同一世帯の方・パートタイマーを除く)

推薦方法 市HP、産業振興課(保谷庁舎3階) 商工会事務局にある「西東京市商工業従業員表彰推薦書」に必要事項を記入し、9月22日(月)(消印有効)までに〒188-0012 南町5-6-18イングビル3階 西東京商工会田無事務所へ郵送または直接持参。

～【1】・【2】共通項目～ 被推薦者の中から、表彰規定により該当者を決定します。